

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正

第1条に係る部分

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	目的	位置	名称	目的	位置
省略			省略		
愛媛県消費生活センター	県民の消費生活の安定及び向上を目的とする相談、情報の提供、研修、研究、試験等を行う。	松山市	愛媛県生活センター	県民の消費生活の_____向上を目的とする_____研修、研究、試験等を行なう。	松山市
省略			省略		
			愛媛県老人児童福祉センター	老人及び児童の福祉の向上を図るため、各種の研修、相談等を行う。	松山市
省略			二		
省略			省略		
愛媛県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行う。	松山市	愛媛県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに通院医療費の公費負担_____の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行う。	松山市
省略			省略		
愛媛県水産試験場	水産業に関する総合的試験研究及び調査、水産動物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖に関する技術指導を行う。	宇和島市	愛媛県水産試験場	水産業に関する総合的試験研究及び調査_____を行なう。	宇和島市
愛媛県中予水産試験場	同	伊予市	愛媛県中予水産試験場	同	伊予市
			愛媛県栽培漁業センター	水産動物の種苗の生産及び供給並びに栽培漁業に関する技術指導を行う。	宇和島市
			愛媛県中予栽培	同	伊予市

新				旧			
				培漁業センタ			
省略				二			
				省略			

愛媛県青少年保護条例（昭和42年10月6日条例第20号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（自動販売機等の設置の場所規制）</p> <p>第5条の8 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域に、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当するものと認められる図書類等又はその形状、構造又は機能が第5条の2第1項各号のいずれかに該当するものと認められるがん具類等を収納した自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>（自動販売機等の設置の場所規制）</p> <p>第5条の8 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域に、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当するものと認められる図書類等又はその形状、構造又は機能が第5条の2第1項各号のいずれかに該当するものと認められるがん具類等を収納した自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条 _____ に規定する児童福祉施設</p> <p>(3)・(4) 省略</p>

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月21日条例第26号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事</p>

新	旧
<p>が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第 5 条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</u></p>	<p>が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</u></p>

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年 7 月19日条例第58号）の一部改正 第 4 条に係る部分

新	旧
<p>（利用料金の納付）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、生活訓練を受ける場合の利用料金は、<u>指定管理者の定める時期に納付しなければならない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p>第14条 利用料金の額は、別表第 2 に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の10第 1 項に規定する特定費用の額及び同条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の</u></p>	<p>（利用料金の納付）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、生活訓練を受ける場合の利用料金は、<u>毎月末日までにその月分を納付しなければならない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p>第14条 利用料金の額は、別表第 2 に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>身体障害者更生施設の入所者又はその扶養義務者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の10第 2 項第 2 号に掲げる厚生労働大臣が定める基準の例により算</u></p>

新	旧
<p>額の 100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>定した額の合計額 _____とする。</p> <p>3・4 省略</p>

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正 第5条に係る部分

新	旧
<p>(利用料金の額)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項</u>に規定する特定費用の額及び<u>同条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の 100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の10第1項</u>に規定する特定費用の額及び<u>同条第2項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の 100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

愛媛県女性総合センター管理条例(平成17年7月19日条例第49号)の一部改正 附則第2項に係る部分

新	旧
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号に掲げるときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 県がセンター又は<u>愛媛県消費生活センター</u>の目的を達成するために利用するとき。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号に掲げるときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 県がセンター又は<u>愛媛県生活センター</u>の目的を達成するために利用するとき。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>